

## 【博士論文題目】上代文学における婚姻・出生伝承に関する研究

### 【論文要旨】

本論「上代文学における婚姻・出生伝承に関する研究」の主要な論点は、上代文学に記された婚姻・出生伝承を読み解くことで、各文献が婚姻・出生伝承の記載を通じて、テキストの中で描き出そうとする世界観を明らかにすることであり、加えて、婚姻・出生伝承を鳥瞰的に見つめることで、婚姻・出生伝承を文学史的な流れの中で捉えようとすることがある。

『古事記』や『日本書紀』、また『風土記』や『日本靈異記』といった上代の文献には、数多くの婚姻・出生伝承が記されている。例えば、『古事記』に記されたイザナキとイザナミの婚姻による国生みや神生み、『日本靈異記』に記された異類婚姻譚や異常出生譚などがそれ当たる。

また、『万葉集』においては、采女である安見児を妻に得た藤原鎌足の喜びの歌（巻第二・九十五番歌）や、桜児や縵児といった伝承的な女性を巡る妻争いの歌（巻第十六・三七八六～三七九〇番歌）など、婚姻に関連した歌が複数見られる。

こうした状況の中で、本論が上代文学における婚姻・出生伝承の研究を目指したのは、まず、婚姻・出生伝承を記すことが、各文献の個別性を超えた、上代文学を貫く、大きな流れとなっていることが挙げられる。複数の文献に記された多くの婚姻・出生伝承の存在は、婚姻・出生について語ることが、古代の人々の文学的な営為にとって、主要な主題と成り得たことを示している。そのため、婚姻・出生伝承を読み解くことは、上代文学を研究する上で重要な役割の一端を担うことができると言える。

また、一つの文献にとらわれることなく、広く上代文学に記された婚姻・出生伝承を読み解くことにより、これらの伝承の記載を通じた、古代の人々の世界の描き方、あるいは婚姻・出生伝承の歴史的な流れや変遷を明らかにできると言える。

上代文学における婚姻・出生伝承は、これまで、古代の人々の婚姻形態や婚姻の習俗、あるいは婚姻の歴史的発展を探ろうとする歴史学的な立場から、高群逸枝氏を始めとして、多くの研究がなされてきた。また、文学の面からも、個別の文献や伝承、あるいは氏族の系譜などに関して、膨大な数の研究が積み重ねられてきた。

しかし、文学研究の立場から、個別の文献や伝承、あるいは特定の話型を超えて、広く上代文学に記された婚姻・出生伝承を見つめた研究は、あまり行われてこなかったように思われる。

このようなことから、本論においては、先行研究の成果を踏まえつつも、上代文学に記された婚姻・出生伝承を、文学研究の立場から解釈するという方法を取ることで、その伝承が記された意図や、その伝承を生み出す仕組みを明らかにすることを目的とする。それぞれの伝承を個別の要素からではなく、広く婚姻・出生伝承全体の中において捉えていきたい。

もっとも、『古事記』上巻の神生み伝承をはじめとして、各天皇の婚姻記事など、上代文献に記された婚姻・出生の伝承は夥多にあり、それら全ての伝承を網羅的に取り上げることは極めて困難である。そこで、本論においては、婚姻・出生伝承を研究する手掛かりとして、主要な上代の文献の中から、王権神話に関わる婚姻や、異類婚姻譚、異常出生譚など、重要と考えられる伝承を選択して考察を加える。

具体的には、『古事記』、『日本書紀』、『風土記』、『日本靈異記』の婚姻・出生伝承及び、『万葉集』巻第十六に見える婚姻関連歌を合わせて、十三の伝承を取り上げることにする。

本論文の構成は、以下の通りである。

## 目次

### 凡例

### 序章

## 第一章 『古事記』、『日本書紀』 神代記事に見える婚姻・出生伝承について

### 第一節 オホヤマツミに関する考察

### 第二節 天孫の母——ヨロヅハタヒメに関する考察——

## 第二章 『古事記』、『日本書紀』 人代記事に見える婚姻・出生伝承について

### 第一節 大后ヒバスヒメ——『古事記』垂仁天皇皇后に関する考察——

### 第二節 マトノヒメの死——『古事記』垂仁天皇条、マトノヒメ説話に関する考察——

### 第三節 童女君の出産『日本書紀』——雄略天皇元年三月是月条に関する考察——

## 第三章 『風土記』に見える婚姻・出生伝承に関する考察

### 第一節 『播磨国風土記』賀古郡条、比礼墓説話に関する考察

### 第二節 『肥前国風土記』松浦郡条、褶振説話に関する考察

### 第三節 『常陸国風土記』那賀郡条、晡臥山説話に関する考察

## 第四章 『日本靈異記』に見える婚姻・出生伝承について

第一節 仏舍利を握った娘——中巻第三十一縁に関する考察——

第二節 ヨロヅノコの死——中巻第三十三縁に関する考察——

第三節 舍利菩薩の誕生——下巻第十九縁に関する考察——

第四節 石の出生——下巻第三十一縁に関する考察——

## 第五章 『万葉集』卷第十六に見える婚姻関連歌について

嗤われる婚姻——『万葉集』卷第十六・三八二一番歌に関する考察——

## 終章

### 初出論文一覧

### 参考文献

### おわりに

序章においては、はじめに本論文の研究目的と研究方法を述べ、婚姻・出生伝承を研究する意味や、本論が用いる研究方法について確認した。その上で、本論の目的が、婚姻・出生伝承の記載を通じて、各テキストが描き出そうとする世界観を明らかにすること、また、婚姻・出生伝承を文学史的な流れの中で捉えようとするところにあることを述べた。

続けて、本論において取り上げた『古事記』、『日本書紀』、『風土記』、『日本靈異記』、『万葉集』卷第十六について、それぞれの文献の概要を記した上で、これらの文献を、本研究において取り上げる意味について確認した。

さらに、各論の構成について述べ、第一章から第五章の概説を示した。また、ここでは、各論同士のつながりについて、それぞれの文学作品が、断絶した閉じられた世界として成立しているのではなく、同時代、あるいは前時代の文学作品との関わりの中で成立していることを指摘した。

第一章「『古事記』、『日本書紀』神代記事に見える婚姻・出生伝承について」においては、皇統と密接な関わりを持つオホヤマツミとヨロヅハタヒメの婚姻・出生伝承を取り上げ、『古事記』と『日本書紀』における二神についての記述の差異や、それぞれの書の特質を明らかにした。

第一節「オホヤマツミに関する考察」においては、従来の研究では積極的に論じられてこなかった『日本書紀』でのオホヤマツミの姿を、その記述から明らかにすることで、『古事記』における神格との違いを、特にオホヤマツミの性別や婚姻形態の差異に注目して考察した。考察を通じて、従来の研究において、

解釈の中心とされてきた『古事記』のオホヤマツミの神格が、『古事記』、『日本書紀』に共通したものではなく、主に『古事記』の記述によって成立していること、『日本書紀』のオホヤマツミには、イザナキ、イザナミとの親子関係や、出雲系神話との関わりはなく、山の神の代表としての姿も希薄であることを明らかにした。

また、オホヤマツミをイザナキ、イザナミの間に生まれた男性の山の神とする『古事記』に対し、オホヤマツミを系譜不明の地上の女神とする『日本書紀』第九段本文では、オホヤマツミの持つ婚姻の役割が異なっていることを指摘した。オホヤマツミは『古事記』では男系統の婚姻の形態を、『日本書紀』第九段本文では、母系統の婚姻の形態をとっており、オホヤマツミを女神とする『日本書紀』本文の記述の方が、『古事記』に対し、より古い系譜や婚姻の形態を有している可能性を指摘した。

第二節「天孫の母——ヨロヅハタヒメに関する考察——」においては、タカミムスヒの娘で、アマテラスの子のオシホミミと婚姻し、天孫ホノニニギを出生したヨロヅハタヒメの神格や特徴を、『古事記』、『日本書紀』の記載例を通じて明らかにした。

ヨロヅハタヒメは、『古事記』においてはヨロヅハタトヨアキツシヒメ、『日本書紀』第九段本文においてはタクハタチヂヒメと呼称され、『日本書紀』第九段の一書においても、多くの異名が記されている。本論では、こうしたヨロヅハタヒメの様々な神名が、アマテラスを主宰神とする天孫降臨神話の系統と、タカミムスヒを主宰神とする神話の系統において、どのような出現の仕方をしているのかについて考察を加えた。そのことにより、複数存在しているヨロヅハタヒメの神名のうち、『古事記』のヨロヅハタトヨアキツシヒメのように、ヨロヅハタ系の神名はアマテラス系の神話に、『日本書紀』第九段本文のタクハタチヂヒメのように、タクハタ系の神名はタカミムスヒ系の神話に、それぞれ出現が分かれており、ヨロヅハタ系とタクハタ系では、属する神話の系統が異なることを明らかにした。

以上のように、第一章では、母系から父系への歴史的な流れや、現行の皇統譜の成立、あるいはアマテラスを最高神とする新しい世界像の生成が、『日本書紀』とは異なる『古事記』におけるオホヤマツミやヨロヅハタヒメの神格を生成する動機となったことを述べた。

さらに、歴史的推移や王権のシステムの変換の中で、たとえば、本来はイザナキ、イザナミの子ではなかったオホヤマツミが、『古事記』においては、二神の婚姻の結果生まれた子とされるように、婚姻や出生伝承は、もともと別の系統であった神と神とを血縁で結合し、新しく生まれ変わらせる手段として機能していることを指摘した。

第二章「『古事記』、『日本書紀』人代記事に見える婚姻・出生伝承について」においては、『古事記』中巻及び『日本書紀』雄略天皇条に記された、天皇に関する三つの婚姻・出生伝承について取り上げた。そして、各伝承について、『古事記』と『日本書紀』における記述の差異や、神話の話型との相違、また、それぞれの婚姻が描かれた意味を明らかにした。

第一節「大后ヒバスヒメ——『古事記』垂仁天皇皇后に関する考察——」に

においては、垂仁天皇の皇后であるヒバスヒメの婚姻の意味や、ヒバスヒメが持つ役割について考察した。

『古事記』は垂仁天皇の二番目の皇后であるヒバスヒメを「大后」と呼称し、前皇后であるサホビメを「后」と呼称することで、二人の皇后の間に差をもうけている。本節では、こうした差異の意図を、先行研究を参考にしつつ、「大后」の呼称の持つ意味や、それぞれの女性の出自を中心として考察することで、ヒバスヒメが『古事記』タジマモリ説話において、タヂマモリに「ときじくのかくの木の実」を天皇と等量奉られるなど、天皇に準じる役割や地位を与えられていること、『日本書紀』においては、ヒバスヒメが天皇よりも先に亡くなることで、ヒバスヒメにこうした役割が与えられていないことを確認した。

加えて、サホビメがカスガノタケクニノカツトメを祖に持つ母系的な要素を有し、旧秩序的なヒメヒコ制のヒメであるのに対し、ヒバスヒメは、現行の皇統譜に大きな影響を与えたといわれる息長系の出自であることを、『古事記』の系譜記事によって確認し、『古事記』においては、ヒバスヒメに対する称揚が、サホビメの死に象徴されるヒメヒコ制の終焉と表裏の関係にあることを明らかにした。

第二節「マトノヒメの死——『古事記』垂仁天皇条マトノヒメ説話に関する考察——」においては、マトノヒメの死を、類似する話型を持つ『古事記』のイハナガヒメ神話との比較を中心に考察した。

マトノヒメ説話は、婚姻した女性が、醜さを理由として男性によって親元に返送されるという点で、イハナガヒメ神話と同じ展開をとっている。しかし、マトノヒメ説話においては、イハナガヒメ神話に見られた醜い女性に対する「見畏む」という恐怖の念が除かれており、そのことによって、醜い女性の靈威が排除されている。また、マトノヒメ説話においては、婚姻の失敗が婚姻を断った男性の側ではなく、女性側の死に帰結する点で、イハナガヒメ神話とは、大きな相違が見られることを指摘した。このように、マトノヒメ説話においては、イハナガヒメ神話の話型を利用しながらも、神話的な世界を描出することが志向されはおらず、神話が人代の物語として相応しいものに書き換えられていることを述べた。

第三節「童女君の出産『日本書紀』——雄略天皇元年三月是月条に関する考察——」においては、『日本書紀』に記される雄略天皇と童女君の婚姻を取り上げ、主に、同じ一夜孕み譚であるコノハナノサクヤビメ神話との比較を中心に、考察を加えた。

本節では、童女君の伝承がコノハナノサクヤビメ神話の様な一夜孕みの話型を利用しながらも、子の正当性の証明を童女君自身の行為として描いていないこと、また、童女君説話においては、子であるカスガノオホイラツメ皇女の血の正当性の証明が、母である童女君ではなく、雄略天皇の忠臣である物部目大連によって行われることで、子の正当性の証明に、目大連の奉事伝承としての役割が付与されることを述べ、当該説話と神話的世界との隔たりについて明らかにした。

加えて、『日本書紀』に記された童女君の伝承が、『古事記』においては一切見られず、カスガノオホイラツメ皇女の出自も明らかにされないことで、『日本書紀』に記される和珥（ワニ）氏の皇妃との婚姻を繰り返すことでつながれる

母系による皇統の連續性を、『古事記』が排除していることを指摘した。

第二章で取り上げた、ヒバスヒメ、マトノヒメ、童女君の三つの伝承においては、古い価値観や神話の話型を解体、再編して利用することで、新しい世界観を創生しようとしている点に共通性が見られることを指摘した。また、マトノヒメや童女君の説話に見られたように、『古事記』や『日本書紀』では、神代と人代とが完全に断絶してはおらず、神話の話型がモデルチェンジされながら、人代の物語を語り出す手段として機能していることを明らかにした。

第三章「『風土記』に見える婚姻・出生伝承について」においては、各国『風土記』のうち、三つの伝承、すなわち、いずれも巫女的な性格を持つ女性の婚姻に関わる『播磨国風土記』の比礼墓説話、『肥前国風土記』の褶振説話、『常陸国風土記』の晡臥山説話を取り上げた。

第一節「『播磨国風土記』賀古郡、比礼墓説話に関する考察」においては、景行天皇と印南のワキイラツメの婚姻伝承を取り上げた。ここでは、比礼墓説話に記された景行天皇の妻問い合わせの行程そのものが、播磨の在地的な信仰や祭祀を解体し、播磨の地を天皇の天下に取り込む役割を持つことを明らかにした。

加えて、『播磨国風土記』と『古事記』、『日本書紀』におけるワキイラツメの描かれ方の違いにも注目した。上記の書においては、『播磨国風土記』に記される景行天皇による妻問い合わせの伝承が『古事記』、『日本書紀』には描かれず、逆に、『古事記』、『日本書紀』で記されるヤマトタケルを始めとするワキイラツメ所生の皇子の存在が、『播磨国風土記』では描かれていないという違いが認められる。同じ人物に対して、このような伝承の差が生じた意味を明らかにするために、本節では、比礼墓説話を『古事記』、『日本書紀』所収のワキイラツメの系譜記事と比較した。

比較により、『播磨国風土記』におけるワキイラツメが、在地のヒメヒコ制首長であるキビヒコ、キビヒメ兄妹のヒメから生まれた、巫女的な要素を有する女性として描出されているのに対し、『古事記』、『日本書紀』におけるワキイラツメは、皇親の皇后として描かれるという違いがあることを指摘した。そして、それぞれの書におけるワキイラツメの役割の違いを、ワキイラツメの出自や、天皇との婚姻の意味合いの違いという点から考察することで、『古事記』及び『日本書紀』においては、皇族出身の皇后とされているワキイラツメへの妻問い合わせが描かれる必要のなかったこと、逆に、『播磨国風土記』においては、ヒメヒコ制や在地の祭祀の終焉を描く目的から、ワキイラツメ所生の皇子の誕生を描く必要がなかったことを述べた。

第二節「『肥前国風土記』松浦郡条、褶振説話に関する考察」においては、正体不明の男が女の許に通う三輪山型の神婚説話で語られるオトヒヒメコと蛇の異類婚姻譚について考察した。この褶振説話は、三輪山型の神婚伝承でありながら、子供の出生が描かれず、物語がオトヒヒメコの死と墓に帰結する特異な展開をとっている。

本節では、褶振説話がオトヒヒメコの死に帰結する意味を考察することで、当該説話が神婚の話型を用いながらも、神話的世界を志向してはおらず、巫女的な女性であるオトヒヒメコと蛇神の婚姻の失敗を描くことで、土着的な蛇神信

仰の終焉を語っていることを明らかにした。

第三節「『常陸國風土記』那賀郡条、晡時臥山説話に関する考察」においては、褶振説話同様に、三輪山型の神婚説話で語られる晡臥山説話について考察した。晡時臥山説話においては、ヌカビコ・ヌカビメ兄妹のうち、妹のヌカビメの許に、正体不明の男が通って求婚し、男と婚姻したヌカビメは一夜にして懷妊し、小さな蛇を生んだとされる。後に、この蛇の父は、天上にいることが明らかになるが、当該説話においては、生まれた蛇が神聖な氏族の始祖としては描かれず、母であるヌカビメによって、祭祀を中断されて生誕の地より退去させられ、天に昇る力を失うという展開をとっている。

本節では、蛇神への信仰や祭祀の中止がヌカビメの行動によって引き起こされていること、また、ヌカビメの子である蛇がヌカビコを殺すことによって、ヒメヒコ制が崩壊させられていることを指摘した。その上で、当該説話が蛇神信仰や巫女という旧秩序的の存在を、その文脈において、登場人物の自主的な行動によって終焉させていることを明らかにした。

第三章で取り上げた『風土記』の三つの説話においては、いずれの場合においても、本来的な婚姻の話型が変形して語られており、それが、蛇神信仰の破棄や巫女的女性の死といった、新たな世界観の構築のために利用されていたことを確認した。

第四章「『日本靈異記』に見える婚姻・出生伝承」においては、『日本靈異記』に記された婚姻・出生の伝承のうち、中巻第三十一縁、中巻第三十三縁、下巻第十九縁、下巻第三十三縁の四つの説話を取り上げた。この四つの伝承は、いずれも、それまで血縁や地縁で語られてきた、氏族の始祖伝承や在地的な神婚伝承が、仏教説話として読み替えられ、改編されている点で共通する。

第一節「仏舎利を握った娘——中巻第三十一縁に関する考察——」においては、老夫婦が仏舎利を握った女子を出生する異常出生譚について考察した。当該説話は、丹生直弟上という人物が、仏塔建立を発願しながらも、長年実現出来ずに過ごすうちに、弟上七十歳、妻六十二歳の時に、左手を握ったままの女子が生まれ、後にその女子が手を開くと、中に仏舎利があったという内容である。

考察によって、当該説話においては、異常出生した女子自体は活躍せず、あくまでも仏舎利の感得をいう奇跡を生じさせるための装置として説話に登場していること、当該説話が志向するのは、神の子としての女子の血筋を繋ぎ、丹生氏の血の優越性を説くことではなく、景戒の説話解釈の部分に記されるように、弟上という一個人の信仰の強さを描き、信仰の力を説くことであることを明らかにした。

加えて、当該説話においては、仏塔の建立が、仏舎利の出現に歓喜した人々が組織した講によってなされている点から、仏教が律令国家の成立によって解体された共同体になり替わる、新たな社会集団を出現させる力を有していることを指摘した。

第二節「ヨロヅノコの死——中巻第三十三縁に関する考察——」においては、三輪山型の神婚説話でありながら、第三章で先述した褶振説話のように、女の異常な死に収束する説話について考察した。当該説話では、オトヒヒメコという女性のもとに正体不明の男が通うが、初夜の晩にオトヒヒメコは喰われ、翌

朝寝室を訪ねた親によって、死骸の一部が発見される。このように、当該説話は神婚説話の話型で語られながら、子の出生が語られず、オトヒヒメコの無惨な死に帰結していく。

本節では、オトヒヒメコの婚姻の意味を考察することで、当該説話が、神婚の話型を利用しながらも、巫女的な女性の死を志向していること、また、当該説話が、土着的な信仰の世界や神婚の伝承を否定的に取り込み、仏教的思想をもとにして読み替えることで、新たな仏教説話を創生していく営みであることを明らかにした。

第三節「舍利菩薩の誕生——下巻第十九縁に関する考察——」においては、肉塊の中から生まれた異形の女子に関わる異常出生譚について考察した。当該説話は、肉塊から異形の女子が出生し、女子はその容姿から猿聖と嘲笑されるが、後に高僧らとの問答にも勝利し、人々に舍利菩薩と呼ばれて帰依されたという内容である。当該説話において景戒は、『賢愚經』の「蘇曼女十子品」、『撰集百縁經』の「百子同産縁」を引き、当該説話の女子をこの二つの話の「善き類」としている。

このように、当該説話では、異常出生や異常成長、あるいは通過儀礼的な要素など、神話的な思考が、景戒の解釈のフィルターを通過することで、天竺における阿羅漢の出生譚と同質な話に読み替えられている。本節においては、当該説話が、土着的な信仰の世界や、先行する仏典の世界を取り込み、改編し読み替えることで、今眼前に存在する現実の民衆教化の場に適した新たな仏教説話を生成していることを明らかにした。

第四節「石の出生——下巻第三十一縁に関する考察——」においては、未婚の女性による二つの石の出生を語る異常出生譚を取り上げた。生まれた二つの石は立方体の形状をしており、後に隣郷に祀られる神の子であることが知られる。本節では、神聖な神の子の出生が、共同体の始祖伝承としては機能しておらず、また、神婚によって生まれた子供が、石そのものである点に注目し考察を進めた。

それにより、当該説話が、神婚と異常出生の話型を用いながらも、始祖伝承としては機能しておらず、神話的世界を志向してはいないこと、また、当該説話がこれまで個々の共同体レベルで語られてきた始祖伝承としての神婚譚を、個別の共同体的な基盤から切り離し、新たに「日本」という枠組みの中で捉え直す営みであることを明らかにした。

第四章で取り上げた四つの説話は、それぞれ異なった話の筋を持ち、多様な展開を見せている。しかし、女子による仏舎利の感得も、ヨロヅノコの異常な死も、あるいは卵生型の異常出生や、未婚の女性による石の出生も、『日本靈異記』の中においては同じ仏教の真理を説く説話として等価値であり、均質化されて語られていることを、ここで確認した。

第五章「『万葉集』巻第十六に見える婚姻関連歌について」においては、「嗤われる婚姻——『万葉集』巻第十六・三八二一番歌に関する考察——」と題し、『万葉集』巻第十六に見える婚姻関連歌を取り上げた。この三八二一番歌は、

児部女王という人物が、高姓の美人の求婚を受け入れず、下姓の醜男の婚姻を受け入れた尺度の娘子の婚姻を「愚」と歌った嗤笑歌であり、古代人の婚姻に関する考えを示す一例となっている。

本章においては、三八二一番歌を『万葉集』に見られる他の嗤笑歌と比較することで、当該歌が他の『万葉集』中の嗤笑歌とは異なり、相手の身体的な欠陥を笑った歌ではないこと、また、当該歌が『万葉集』において女が女を嗤った最初の歌であることを指摘した。

更に、尺度の娘子の婚姻が笑われた意味を考察することで、古代人の婚姻観や世界観の一端を明らかにした。そして、古代の婚姻においては、より良い条件の相手を選ぶことが社会的な常識であったこと、そして、常識的行為から外れた者は、「愚」という評価が下されたこと、更には、古代においては、婚姻が男女二人の秘められた関係ではなく、常に他者に晒され評価の対象となる対外的な要素を有していたことを述べた。

終章では、論全体のまとめとして、各章の考察を通じて明らかになった事柄を再度確認するとともに、各伝承を貫く大きな上代文学の流れについて目を向けた。

各章の考察を通じて見てきたように、上代の文学においては、婚姻・出生の伝承を語る際に、祖型となる神話や伝承を、今語り出そうとする主題のために書き換えて利用するが多く行われていたことが確認できる。

既存の話型の書き換えと利用は、第二章で取り上げたマトノヒメや童女君の伝承、第三章で取り上げた褶振説話や哺臥山説話、あるいは、第四章で取り上げた『日本靈異記』のヨロヅノコや、石を出生した説話の例などによっても確認することができた。

また、第一章のオホヤマツミやヨロヅハタヒメの伝承においても、『古事記』が、『日本書紀』とは異なる神話を展開させ、『日本書紀』に記されたような、より古い伝承を、『古事記』の要求する新しい概念において改変し、構築し直していると考えられる点では、上記に挙げた伝承に、近い意味を持つということを明らかにした。

こうした、婚姻・出生伝承の書き換えと利用は、時代の流れに伴う社会構造の変化や、伝承の担い手の変化によって行われたと考えられる。

作品ごとに編纂の経緯や意図、あるいは編著者が異なり、一見、それぞれ関わりがないかのように見える上代文学の各作品を、文学史的な流れの中に置いて、鳥瞰的に眺めてみると、特に散文作品においては、既存の伝承や話型を、それぞれのテキストで必要とされる形にモデルチェンジしながら、新たな世界観を作り上げていく点で、同じ流れの中にあったと見ることができる。

神話や伝承の創生において、上代文学の中でこうした手法が用いられるのは、既存の伝承や信仰を利用することによって、古い世界観を利用した新たな世界の構築が、より効率的に可能になるためであると考えられる。

このような文学史の流れにおいて、婚姻・出生の伝承は、各章で見てきたように、古代人の文学的な営為と密接に関わり、それぞれの作品の中で積極的に語られ、利用してきた歴史を持っている。

ここには、古代の人々の神話や伝承といった文学的な営為、ひいては、それら文学的な営為を通じた世界の組み立て方が現れていると考えられる。自らの

よって立つ世界を完全なゼロからではなく、前時代とのつながりの中で立ち上げていくことが、上代文学に記された婚姻・出生伝承において見られた、古代の人々にとっての世界観であると考えられるのである。

最後に、今後の課題、研究に関する箇所では、本論文で達成できなかった事柄や、今後取り組むべき問題について述べた。